

秋田県立学校職員の人事評価に関する規則及び秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月二十八日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

#### 秋田県教育委員会規則第四号

秋田県立学校職員の人事評価に関する規則及び秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

(秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第一条 秋田県立学校職員の人事評価に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県立学校職員」を「県立学校に勤務する職員(臨時的任用職員を除く。以下同じ。)」に改める。  
第二条を削る。

第三条の見出し中「評価者」を「人事評価の対象者、評価者」に改め、同条中「人事評価を行う者」を「人事評価の対象者(以下「評価対象者」という。 )は、次の表の評価対象者の欄に掲げる者とし、人事評価を行う者」に、「次の表の評価対象者(人事評価を受ける者をいう。以下同じ。 )の欄」を「同欄」に改め、同条の表教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、講師の項中「講師」を削り、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条第一項及び第二項中「第三条」を「第二条」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「第三条」を「第二条」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に、「第三条」を「第二条」に改め、同条第三項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「第三条」を「第二条」に改め、同条を第七条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。  
本則に次の一条を加える。

(講師の人事評価)

第十二条 前各条の規定にかかわらず、校長は、別に定めるところにより、所属する学校の講師を対象に人事評価を行うことができる。

(秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第二条 秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県費負担教職員(」の下に「臨時的任用職員を除く。」を加える。

第二条を削る。

第三条の見出し中「評価者」を「人事評価の対象者、評価者」に改め、同条中「人事評価を行う者」を「人事評価の対象者(以下「評価対象者」という。)は、次の表の評価対象者の欄に掲げる者とし、人事評価を行う者」に、「次の表の評価対象者(人事評価を受ける者をいう。以下同じ。)の欄」を「同欄」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条第一項及び第二項中「第三条」を「第二条」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「第三条」を「第二条」に改め、同条第二項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に、「第三条」を「第二条」に改め、同条第三項中「第四条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「第三条」を「第二条」に改め、同条を第七条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。  
本則に次の一条を加える。

(講師の人事評価)

第十二条 前各条の規定にかかわらず、校長は、別に定めるところにより、所属する学校の講師を対象に人事評価を行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の秋田県立学校職員の人事評価に関する規則及び秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則は、平成二十九年四月一日から適用する。